

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書新旧対照表

新	旧
<p>○独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書</p> <p>第 8 章 附帯業務 (附帯業務)</p> <p>第 3 6 条 センターは、第 5 条から前条までに定める業務に附帯する業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。</p> <p>(1) 学校の管理下における児童生徒等の死亡で国家賠償法(昭和 2 2 年法律第 1 2 5 号)、民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)その他の法律により損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対する<u>供花料(支給額は、1 7 万円)の支給</u></p> <p>(2) <u>へき地にある学校の管理下における児童又は生徒の災害に対する通院費(支給額は、通院日数に応じ 1 日当たり 1 0 0 0 円)の支給</u></p> <p>(3) スポーツ振興基金等に充てるための寄附金の継続的な募金活動</p> <p>(4) その他の附帯業務</p> <p>附 則 <u>(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長)</u></p> <p>第 1 条の 2 <u>令附則第 1 条の 2 の規定により令第 9 条に規定する共済掛金の支払期限の延長を求めようとする学校の設置者は、令附則第 1 条の 2 に規定する理由のやんだ後速やかに、当該理由及び当該理由がやんだ日を記載した書面を、センターに提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>センターは、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした学校の設置者が令第 9 条に規定する支払期限までにセンター法第 1 7 条第 3 項の規定による共済掛金を支払うことができなかつたことについて、令附則第 1 条の 2 に規定する理由があると認めるときは、期日を指定して当該支払期限を延長するものとする。この場合において、センターは、当該学校の設置者に対し、延長した支払期限を文書で通知するものとする。</u></p>	<p>○独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書</p> <p>第 8 章 附帯業務 (附帯業務)</p> <p>第 3 6 条 センターは、第 5 条から前条までに定める業務に附帯する業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。</p> <p>(1) 学校の管理下における児童生徒等の死亡で国家賠償法(昭和 2 2 年法律第 1 2 5 号)、民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)その他の法律により損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対する<u>供花料の支給</u></p> <p>(2) <u>へき地にある学校の管理下における児童又は生徒の災害に対する通院費の支給</u></p> <p>(3) スポーツ振興基金等に充てるための寄附金の継続的な募金活動</p> <p>(4) その他の附帯業務</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>

3 令附則第1条の2に規定する東日本大震災に起因するやむを得ない理由とは、次に掲げるものとする。

(1) 東日本大震災により当該学校の設置者の設置する学校において授業の開始が遅れた等の事情により令第9条に規定する在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じていたこと。

(2) 当該学校の設置者の東日本大震災による被災によりセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払に支障が生じていたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払ができなかったことについて、東日本大震災に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること。

(東日本大震災特別弔慰金の支給)

第1条の3 センターは、第36条に規定する業務のほか、東日本大震災に起因する学校の管理下における児童生徒等の死亡で令第3条第5項により死亡見舞金が支給されないものに対する東日本大震災特別弔慰金（支給額は、500万円）の支給を行う。

第2条（略）

(保育所の災害共済給付)

第3条 センター法附則第8条の保育所の災害共済給付については、第5章、第36条第1号、附則第1条の2及び附則第1条の3の規定を準用する。

附則

この業務方法書は、平成23年6月17日から施行する。

（新設）

第2条（略）

(保育所の災害共済給付)

第3条 センター法附則第8条の保育所の災害共済給付については、第5章の規定を準用する。